

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
汎用申請対象手続一覧 【通関・収納・評価・関税鑑査官・通関業監督官・訟務関係】		汎用申請対象手続一覧 【通関・収納・評価・関税鑑査官・通関業監督官・訟務関係】	
手続名称	根拠法令等	手続名称	根拠法令等
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)
炭酸二カリウムに課された不当廉売関税に係る還付申請	定率法第 8 条第 32 項 不当廉売関税に関する政令第 19 条 炭酸二カリウムに対して課する不当廉売関税に関する政令第 5 条	(同左)	(同左)
<u>熔融亜鉛めっき鉄線に課された不当廉売関税に係る還付申請</u>	<u>定率法第 8 条第 32 項</u> <u>不当廉売関税に関する政令第 19 条</u> <u>熔融亜鉛めっき鉄線に対して課する不当廉売関税に関する政令第 5 条</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)